

入 札 条 件

1 中間前金払と部分払の選択について

（1）請負代金額が100万円以上の工事（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が100万円以上の工事）については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において変更することができない。

（2）債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において出来高予定額が100万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

2 中間前金払の請求

（1）中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事の係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

（2）契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできない。

3 部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。